



18消安第4046号

平成18年7月21日

横浜植物防疫所長 殿

消費・安全局長

「輸入穀類等検疫要綱」等の一部改正について

このことについて、コーンスターチの加工工程（精選過程）で生じるきょう雑物からグルテンフィードを製造する過程における加工処理（熱処理）についても十分な殺虫効果が得られることが確認された。

このことから、下記通知をそれぞれ別紙新旧対照表のとおり改正したので、お知らせする。

記

- 1 「輸入穀類等検疫要綱」（昭和46年2月6日付け45農政第2628号農政局長通知）（別紙1）
- 2 「検疫有害動物付着コーンスターチ用トウモロコシ加工消毒実施要領」（平成16年7月16日付け16消安第3042号消費・安全局長通知）（別紙2）
- 3 「検疫有害動物付着コーンスターチ用トウモロコシ加工消毒工場指定要領」（平成16年7月16日付け16消安第3042号消費・安全局長通知）（別紙3）



検疫有害動物付着コーンスタターチ用トウモロコシ加工消毒実施要領（平成16年7月16日付け消安第3042号消費・安全局長通知）
 一部改正新旧対照表（案）

下線部は改正箇所

改 正 後	現 行
<p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 コーンスタターチ用トウモロコシの加工消毒は、検疫有害動物付着コーンスタターチ用トウモロコシ加工消毒工場指定要領（平成16年7月16日付け16消安第3042号消費・安全局長通知。以下「<u>指定要領</u>」という。）に基づき、<u>植物防疫所長</u>、支所長及び出張所長を含む。）が指定した工場において行わせるものとする。</p> <p>第4 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 植物防疫官は、前項の確認にあたっては、当該申請者に対し、次の事項を遵守するよう指導するものとする。</p> <p>(1) [略]</p>	<p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 コーンスタターチ用トウモロコシの加工消毒は、検疫有害動物付着コーンスタターチ用トウモロコシ加工消毒工場指定要領（平成16年7月16日付け16消安第3042号消費・安全局長通知）に基づき、<u>植物防疫所長</u>（<u>植物防疫事務所長</u>、支所長及び出張所長を含む。）が指定した工場において行わせるものとする。</p> <p>第4 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 植物防疫官は、前項の確認にあたっては、当該申請者に対し、次の事項を遵守するよう指導するものとする。</p> <p>(1) [略]</p>

改 正 後	現 行
<p>(2) 加工工程から生ずるきょう雑物等は、当該コンスタターチ用トウモロシの輸送の用に供した本船の名称並びに当該きょう雑物等の種類及び数量を表示して、きょう雑物等保管施設に分散防止のための措置をとって保管し、きょう雑物等保管状況報告書（第4号様式）を当該きょう雑物の処理前に植物防疫官に提出すること。また、当該きょう雑物等は植物防疫官立ち会いのもとに<u>次に掲げるいずれかの措置を行うこと。</u></p> <p>ア <u>焼却</u></p> <p>イ <u>くん蒸</u></p> <p>ウ <u>加工消毒施設で加工消毒</u></p> <p>エ <u>グルテンフアイードの製造（乾燥）工程において、きょう雑物の温度を90度以上になるまで加熱</u></p>	<p>(2) 加工工程から生ずるきょう雑物等は、当該コンスタターチ用トウモロシの輸送の用に供した本船の名称並びに当該きょう雑物等の種類及び数量を表示して、きょう雑物等保管施設に分散防止のための措置をとって保管し、きょう雑物等保管状況報告書（第4号様式）を当該きょう雑物の処理前に植物防疫官に提出すること。また、当該きょう雑物等は植物防疫官立ち会いのもとに<u>焼却、くん蒸又は加工消毒施設で加工消毒すること。</u></p>
<p>(3)～(5) [略]</p>	<p>(3)～(5) [略]</p>
<p>(6) 加工消毒を終了した時は、加工消毒実施記録表（指定要領第3号様式。きょう雑物を(2)のエによる処理をした場合には指定要領第4号様式を含む。）の写しを、遅滞なく植物防疫官に提出すること。</p>	<p>(6) 加工消毒を終了した時は、<u>コンスタターチ加工消毒実施記録表（検疫有害動物付着コンスタターチ用トウモロシ加工消毒工場指定要領第3号様式）</u>の写しを、遅滞なく植物防疫官に提出すること。</p>
<p>第5～第6 [略]</p>	<p>第5～第6 [略]</p>

現 行	改 正 後
<p>第3号様式 (第4関係) コーンスタターチ加工消毒計画書</p> <p>年 月 日</p> <p>植物防疫 (事務) 所 (支所) 出張所 植物防疫官 殿</p> <p>所在地 工場名 代表者 氏 名 ㊦</p> <p>港入港 丸 (号) で輸入した検疫有害動物が付着した 産コーンスタターチ用トウモロコシを下記のとおり加工消毒したので計画書提出します。 なお、万一この計画を変更する場合は、必ず事前に届け出ます。また、災害その他の事由により、当該トウモロコシに事故が生じたときは、遅滞なく植物防疫官に報告し、加工消毒を完了したときは加工消毒実施記録表を提出します。</p> <p>1～4 [略] 5 加工消毒に関し留意すべき事項 (1) [略] (2) 加工工程から生ずるきょう雑物等は、当該トウモロコシの輸送の用に供した本船の名称並びに当該きょう雑物等の種類及び数量を表示して、指定された工場内で分散防止のための措置をとって保管し、きょう雑物等保管状況報告書を当該きょう雑物の処理前に植物防疫官に提出すること。また、当該きょう雑物等は植物防疫官立会いのもとに焼却、くん蒸又は加工消毒施設で加工消毒すること。</p> <p>(3)～(5) [略]</p>	<p>第3号様式 (第4関係) コーンスタターチ加工消毒計画書</p> <p>年 月 日</p> <p>植物防疫 (事務) 所 (支所) 出張所 植物防疫官 殿</p> <p>所在地 工場名 代表者 氏 名 ㊦</p> <p>港入港 丸 (号) で輸入した検疫有害動物が付着した 産コーンスタターチ用トウモロコシを下記のとおり加工消毒したので計画書提出します。 なお、万一この計画を変更する場合は、必ず事前に届け出ます。また、災害その他の事由により、当該トウモロコシに事故が生じたときは、遅滞なく植物防疫官に報告し、加工消毒を完了したときは加工消毒実施記録表を提出します。</p> <p>1～4 [略] 5 加工消毒に関し留意すべき事項 (1) [略] (2) 加工工程から生ずるきょう雑物等は、当該トウモロコシの輸送の用に供した本船の名称並びに当該きょう雑物等の種類及び数量を表示して、指定された工場内で分散防止のための措置をとって保管し、きょう雑物等保管状況報告書を当該きょう雑物の処理前に植物防疫官に提出すること。また、当該きょう雑物等は植物防疫官立会いのもとに次に掲げるいずれかの措置を行うこと。 ア 焼却 イ くん蒸 ウ 加工消毒施設で加工消毒 エ グルテンフリードの製造 (乾燥) 工程において、きょう雑物の温度を90度以上になるまで加熱</p> <p>(3)～(5) [略]</p>

改正後

第4号様式(第4関係)

きよう雑物等保管状況報告書

年月日

植物防疫(事務)所
 支所
 出張所
 植物防疫官 殿

住所
 工場名
 代表者
 氏名 ㊦

下記のとおりきよう雑物等の保管状況を報告します。

1. 本船名
2. 入港月日
3. 産地及び品名
 (削る。)
4. 加工消毒計画書受付月日
5. 数量 (Kg)

精選月日	精選数量 (Kg)	処分すべききよう 雑物等の数量(Kg)	保管場所及び保管施設

(注) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

現行

第4号様式(第4関係)

きよう雑物等保管状況報告書

年月日

植物防疫(事務)所
 支所
 出張所
 植物防疫官 殿

住所
 工場名
 代表者
 氏名 ㊦

下記のとおりきよう雑物等の保管状況を報告します。

1. 本船名
2. 入港月日
3. 産地及び品名
4. 加工消毒計画書受付番号
5. 加工消毒計画書受付月日
6. 数量 (Kg)

精選月日	精選数量 (Kg)	処分すべききよう 雑物等の数量(Kg)	保管場所及び保管施設

(注) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。